

規則（訓令）名	理 由	要 旨
<p>奈良県教育委員会事務局組織及び事務分掌規則等の一部を改正する規則</p>	<p>教育委員会事務局及び奈良県立教育研究所における組織及び事務分掌の変更等に伴い、所要の改正をしようとするものである。</p>	<p>1 奈良県立教育委員会事務局組織及び事務分掌規則の一部改正 (1) 課の名称変更 企画管理室を総務課に、高校の特色づくり推進課を高校教育課に、学ぶ力はぐくみ課を義務教育課に、健康・安全教育課を体育健康課に改める。 (2) その他所要の規定の整備を行う。 (第1条関係)</p> <p>2 奈良県立教育研究所管理運営規則の一部改正 教育委員会事務局の組織及び事務分掌の変更等に伴い、教育企画部、次世代型教職員支援センター及び教育支援部の所掌事務の変更等を行う。 (第2条関係)</p> <p>3 奈良県社会教育センター指定管理者選定審査会規則の一部改正 教育委員会事務局の組織及び事務分掌の変更等に伴い、審査会の庶務を教育研究所が処理することとする。 (第3条関係)</p> <p>4 施行期日 令和6年4月1日から施行する。 (改正附則関係)</p>

奈良県教育委員会事務局組織及び事務分掌規則等の一部を改正する規則（案）

（奈良県教育委員会事務局組織及び事務分掌規則の一部改正）

第一条 奈良県教育委員会事務局組織及び事務分掌規則（平成二十年三月奈良県教育委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

第三条の表企画管理室の項中「企画管理室」を「総務課」に改め、同表教職員課の項中「免許管理係」を「教職員相談支援係」に改め、同表高校の特色づくり推進課の項を次のように改める。

高校教育課	総務係、教育指導係、教育改革推進係、生徒指導係
-------	-------------------------

第三条の表学ぶ力はぐくみ課の項中「学ぶ力はぐくみ課」を「義務教育課」に、「教育統計係」の下に「小中生徒指導係」を加え、同表人権・地域教育課の項中「社会教育係」を削り、同表健康・安全教育課の項中「健康・安全教育課」を「体育健康課」に改める。

第四条中「企画管理室」を「総務課」に改め、同条福利課の項第一号中「健康・安全教育課」を「体育健康課」に改め、同条高校の特色づくり推進課の項及び学ぶ力はぐくみ課の項を次のように改める。

高校教育課

- 一 県立中学校及び県立高等学校の教育活動における管理及び運営に関すること。
- 二 県立中学校及び県立高等学校の特色化・魅力化に関すること。
- 三 県立中学校及び県立高等学校の教育課程、学習指導、キャリア教育及び生徒指導に関すること。
- 四 高等学校において使用する教科書その他の教材に関すること。
- 五 県立中学校及び県立高等学校の入学者選抜に関すること。
- 六 県立中学校及び県立高等学校の設置及び廃止に関すること。
- 七 市町村立高等学校及び公立専修学校に係る認可等に関すること。
- 八 高等学校卒業程度認定試験に関すること。
- 九 教育に関する調査に関すること。
- 十 奈良県次世代教員養成塾（奈良県立教育研究所管理運営規則（平成五年三月奈良県教育委員会規則第七号）第三条に規定する次世代型教職員支援センターの所

掌に属するものを除く。）に関する事。

十一 その他県立中学校及び県立高等学校における教育に関する事。
義務教育課

一 市町村立義務教育諸学校における教育課程、学習指導、キャリア教育及び生徒指導に関する事。

二 義務教育諸学校（特別支援学校の小学部及び中学部を除く。）において使用する教科用図書に関する事。

三 市町村立義務教育諸学校の設置及び廃止に関する事。

四 幼児教育の推進に関する事。

五 学校教育に係る各種振興法に関する事（産業教育施設及び設備並びに高等学校に関する事を除く。）。

六 中学校卒業程度認定試験に関する事。

七 教育に関する統計に関する事。

八 教育振興大綱の進行管理に関する事。

九 教育に関する事務の点検及び評価に関する事。

十 その他市町村立義務教育諸学校における教育に関する事。

第四条人権・地域教育課の項第四号を削り、同項第五号を同項第四号とし、同項第六号から同項第八号までを削り、同項第九号を同項第五号とし、同項第十号を削り、同項第十一号中「社会」を「地域」に改め、同号を同項第六号とし、同条健康・安全教育課の項中「健康・安全教育課」を「体育健康課」に改める。

（奈良県立教育研究所管理運営規則の一部改正）

第二条 奈良県立教育研究所管理運営規則（平成五年三月奈良県教育委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第三条教育企画部の項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、同項に次の五号を加える。

五 社会教育の振興に関する事。

六 社会教育主事の資格の認定に関する事。

七 公民館、図書館、博物館その他の社会教育施設に関する事。

八 社会教育センターに関する事。

九 その他社会教育に関する事。

第三条次世代型教職員支援センターの項第一号中「研修」を「研修全般」に改め、同条教育支援部の項第一号、第二号、第四号及び第五号中「生徒指導及び」を削り、同項第六号を削り、同項第七号を同項第六号とする。

（奈良県社会教育センター指定管理者選定審査会規則の一部改正）

第三条 奈良県社会教育センター指定管理者選定審査会規則（平成二十九年七月奈良県教育委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第八条中「人権・地域教育課」を「教育研究所」に改める。

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

奈良県教育委員会事務局組織及び事務分掌規則等の一部を改正する規則（案）新旧対照表
 一 奈良県教育委員会事務局組織及び事務分掌規則の一部改正（第一条関係）

改 正 案

現 行

（組織）
 第三条 事務局に、次の表の上欄に掲げる課及び室を置き、それぞれの課及び室に同表下欄に掲げる係を置く。

（組織）
 第三条 事務局に、次の表の上欄に掲げる課及び室を置き、それぞれの課及び室に同表下欄に掲げる係を置く。

課名	係名
総務課	略
略	略
教職員課	総務係、給与係、定数管理係、小中人事係、教職員相談支援係、県立人事係
略	略
高校教育課	総務係、教育指導係、教育改革推進係、生徒指導係
義務教育課	総務係、義務教育指導係、教育統計係、小中生徒指導係
略	略
人権・地域教育課	人権教育係、地域教育係
体育健康課	略

課名	係名
企画管理室	略
略	略
教職員課	総務係、給与係、定数管理係、小中人事係、免許管理係、県立人事係
略	略
高校の特色づくり推進課	総務係、高校教育指導係、高校教育改革推進係
学ぶ力はぐくみ課	総務係、義務教育指導係、教育統計係
略	略
人権・地域教育課	人権教育係、地域教育係、社会教育係
健康・安全教育課	略

（事務分掌）

第四条 各課及び室の分掌事務は、次のとおりとし、総務課を主管課とする。ただし、分掌事務の明らかでない事項があるときは、教育長が定める。

（事務分掌）

第四条 各課及び室の分掌事務は、次のとおりとし、企画管理室を主管課とする。ただし、分掌事務の明らかでない事項があるときは、教育長が定める。

総務課
略

企画管理室
略

改正案	現行
<p>福利課</p> <p>一 職員の福利厚生に関すること（教職員課及び体育健康課の所管に属することを除く。）。</p> <p>二〽三 略</p> <p>高校教育課</p> <p>一 県立中学校及び県立高等学校の教育活動における管理及び運営に関すること。</p> <p>二 県立中学校及び県立高等学校の特色化・魅力化に関すること。</p> <p>三 県立中学校及び県立高等学校の教育課程、学習指導、キャリア教育及び生徒指導に関すること。</p> <p>四 高等学校において使用する教科書その他の教材に関すること。</p> <p>五 県立中学校及び県立高等学校の入学者選抜に関すること。</p> <p>六 県立中学校及び県立高等学校の設置及び廃止に関すること。</p> <p>七 市町村立高等学校及び公立専修学校に係る認可等に関すること。</p> <p>八 高等学校卒業程度認定試験に関すること。</p> <p>九 教育に関する調査に関すること。</p> <p>十 奈良県次世代教員養成塾（奈良県立教育研究所管理運営規則（平成五年三月奈良県教育委員会規則第七号）第三条に規定する次世代型教職員支援センターの所掌に属するものを除く。）に関すること。</p> <p>十一 その他県立中学校及び県立高等学校における教育に関すること。</p>	<p>福利課</p> <p>一 職員の福利厚生に関すること（教職員課及び健康・安全教育課の所管に属することを除く。）。</p> <p>二及び三 略</p> <p>高校の特色づくり推進課</p> <p>一 県立高等学校の特色づくりに関すること。</p> <p>二 県立中学校及び県立高等学校における対話的な学びの実現に関すること。</p> <p>三 県立中学校及び県立高等学校におけるキャリア教育及び実学教育に関すること。</p> <p>四 地域社会に貢献する人材及びグローバル人材の育成に関すること。</p> <p>五 県立高等学校の設置及び廃止に関すること。</p> <p>六 市町村立高等学校及び公立専修学校に係る認可等に関すること。</p> <p>七 県立高等学校の教育活動における管理及び運営に関すること。</p> <p>八 高等学校において使用する教科書その他の教材に関すること。</p> <p>九 県立中学校及び県立高等学校の入学者選抜に関すること。</p> <p>十 中学校卒業程度認定試験に関すること。</p> <p>十一 教育に関する調査に関すること。</p> <p>十二 奈良県次世代教員養成塾（奈良県立教育研究所管理運営規則（平成五年三月奈良県教育委員会規則第七号）第三条に規定する次世代型教職員支援センターの所掌に属するものを除く。）に関すること。</p> <p>十三 県立中学校の設置及び廃止に関すること。</p> <p>十四 県立中学校の教育活動における管理及び運営に関すること。</p> <p>十五 その他県立中学校及び県立高等学校における教育に関すること。</p>

改正案	現行
<p>義務教育課</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 市町村立義務教育諸学校における教育課程、学習指導、キャリア教育及び生徒指導に関すること。 二 義務教育諸学校（特別支援学校の小学部及び中学部を除く。）において使用する教科用図書に関すること。 三 市町村立義務教育諸学校の設置及び廃止に関すること。 四 幼児教育の推進に関すること。 五 学校教育に係る各種振興法に関すること（産業教育施設及び設備並びに高等学校に関することを除く。）。 六 中学校卒業程度認定試験に関すること。 七 教育に関する統計に関すること。 八 教育振興大綱の進行管理に関すること。 九 教育に関する事務の点検及び評価に関すること。 十 その他市町村立義務教育諸学校における教育に関すること。 <p>略</p> <p>人権・地域教育課</p> <ol style="list-style-type: none"> 一～三 略 <p>四 略</p> <p>五 略</p> <p>六 その他人権教育及び地域教育に関すること。</p> <p>体育健康課</p> <p>略</p>	<p>学ぶ力はぐくみ課</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 子どものこころのはぐくみに関すること。 二 市町村立義務教育諸学校における対話的な学びの実現に関すること。 三 市町村立義務教育諸学校におけるキャリア教育及び職場体験学習に関すること。 四 教育振興大綱の進行管理に関すること。 五 義務教育諸学校（特別支援学校の小学部及び中学部を除く。）の教科用図書に関すること。 六 学校教育に係る各種振興法に関すること（産業教育施設及び設備並びに高等学校に関することを除く。）。 七 教育に関する統計に関すること。 八 教育に関する事務の点検及び評価に関すること。 九 その他市町村立義務教育諸学校における教育に関すること。 <p>略</p> <p>人権・地域教育課</p> <ol style="list-style-type: none"> 一～三 略 <p>四 社会教育の振興に関すること。</p> <p>五 略</p> <p>六 社会教育主事の資格の認定に関すること。</p> <p>七 高等学校卒業程度認定試験に関すること。</p> <p>八 公民館、図書館、博物館その他の社会教育施設に関すること。</p> <p>九 略</p> <p>十 社会教育センターに関すること。</p> <p>十一 その他人権教育及び社会教育に関すること。</p> <p>健康・安全教育課</p> <p>略</p>

二 奈良県立教育研究所管理運営規則の一部改正(第二条関係)

改正案	現行
<p>(分掌事務)</p> <p>第三条 教育研究所の局、部及びセンターの所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>略</p> <p>教育企画部</p> <p>一 略</p> <p>(削る)</p> <p>二〇四 略</p> <p>五 社会教育の振興に関すること。</p> <p>六 社会教育主事の資格の認定に関すること。</p> <p>七 公民館、図書館、博物館その他の社会教育施設に関すること。</p> <p>八 社会教育センターに関すること。</p> <p>九 その他社会教育に関すること。</p> <p>略</p> <p>次世代型教職員支援センター</p> <p>一 教育関係職員の研修全般に関すること。</p> <p>二〇六 略</p> <p>教育支援部</p> <p>一 教育相談(奈良県教育委員会事務局組織及び事務分掌規則(平成二十年三月奈良県教育委員会規則第十号)第四条に規定する特別支援教育推進室の所掌に属するものを除く。以下この項において同じ。)に関する調査研究に関すること。</p> <p>二 教育関係職員の教育相談に関する研修に関すること。</p> <p>三 略</p> <p>四 教育相談に関する指導及び助言に関すること。</p> <p>五 教育相談に係る事業の実施に関すること。</p>	<p>(分掌事務)</p> <p>第三条 教育研究所の局、部及びセンターの所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>略</p> <p>教育企画部</p> <p>一 略</p> <p>二 初任者研修及び中堅教諭等資質向上研修に関すること。</p> <p>三〇五 略</p> <p>略</p> <p>次世代型教職員支援センター</p> <p>一 教育関係職員の研修に関すること。</p> <p>二〇六 略</p> <p>教育支援部</p> <p>一 生徒指導及び教育相談(奈良県教育委員会事務局組織及び事務分掌規則(平成二十年三月奈良県教育委員会規則第十号)第四条に規定する特別支援教育推進室の所掌に属するものを除く。以下この項において同じ。)に関する調査研究に関すること。</p> <p>二 教育関係職員の生徒指導及び教育相談に関する研修に関すること。</p> <p>三 略</p> <p>四 生徒指導及び教育相談に関する指導及び助言に関すること。</p> <p>五 生徒指導及び教育相談に係る事業の実施に関すること。</p> <p>六 いじめを見逃さない取組の推進に関する</p>

六略	改 正 案
七略	現 行

三 奈良県社会教育センター指定管理者選定審査会規則の一部改正（第三条関係）

<p>改 正 案</p>	<p>（庶務） 第八条 審査会の庶務は、教育研究所において 処理する。</p>
<p>現 行</p>	<p>（庶務） 第八条 審査会の庶務は、人権・地域教育課に おいて処理する。</p>